

美唄市一般競争入札(地域限定型)実施要綱

(平成 19 年 4 月 1 日庁達第 22 号)

改正 平成 19 年 5 月 1 日庁達第 24 号 平成 19 年 5 月 31 日庁達第 43 号
平成 19 年 8 月 1 日庁達第 54 号 平成 20 年 3 月 31 日庁達第 5 号
平成 20 年 5 月 19 日庁達第 15 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託(以下「工事」という。)の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性、客観性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定による入札に参加する者に必要な資格として、入札に参加を希望する者の事業所の所在地等に関する要件を定めて行う一般競争入札(以下「一般競争入札(地域限定型)」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事及び参加対象地域等の選定)

第 2 条 一般競争入札(地域限定型)に付する工事(以下「対象工事」という。)は、予定価格が 1,000 万円以上の工事の中から、美唄市建設工事等請負業者審査会(以下「審査会」という。)が決定するものとする。

2 前項の対象工事の入札参加の対象となる美唄市建設工事等入札参加資格の格付(次条において「対象格付」という。)は、美唄市建設工事等指名業者選定基準(平成 19 年庁達第 23 号)別表 2 工事発注の標準となる予定価格に相応する等級又は同等級及び直近上位の等級とし、審査会が工事ごとに決定するものとする。

3 第 1 項の対象工事の入札参加の対象となる地域(次条において「対象地域」という。)は、審査会が工事ごとに決定するものとする。

(入札参加資格)

第 3 条 単体企業が一般競争入札(地域限定型)に参加する場合に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定による特定建設業又は一般建設業の許可を受け、かつ対象工事の許可業種について、当該許可を受けてからの営業年数が 4 年以上あること。

(3) 対象工事の告示日において美唄市建設工事等入札参加資格者名簿(次項において「資格者名簿」という。)に登録があり、対象格付に該当していること。

(4) 本店又は受任先となる支店若しくは営業所等が対象地域内に存すること。

(5) 過去 10 年間に、対象工事と同種の公共工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体としての施工実績は、当該構成員の出資の割合に対

応した金額を当該構成員の施工実績とすることができるものとする。

(6) 入札に付する工事の施工に必要な資格と経験を有する技術者を、工事現場に配置できること。

(7) 美唄市建設工事等請負業者審査会設置規程(平成 19 年訓令第 3 号)第 2 条第 4 号に基づく指名停止期間中でないこと。

(8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の美唄市建設工事等入札参加資格者の再審査結果を有していること。

(9) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

2 共同企業体の入札参加資格は、次のとおりとする。

(1) 対象工事の告示日において共同企業体として資格者名簿に登録があり、対象格付に該当していること。

(2) 共同企業体の構成員数は、2 社又は 3 社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され円滑な共同施工に支障がない場合は 5 社までとすることができるものとし、いずれの場合においてもそのうちの 1 社以上は美唄市内に本店を有していること。

(3) 共同企業体の各構成員の出資比率は、2 社の場合 30 パーセント以上、3 社の場合 20 パーセント以上、4 社の場合 15 パーセント以上、5 社の場合 10 パーセント以上であること。

(4) 共同企業体の構成員の組合せは、同一等級若しくは直近等級との組合せであること。ただし、土木一式工事、建築一式工事においては、直近 2 等級までの組合せとすることができるものとする。

(5) 過去 10 年間に、対象工事と同種の公共工事を構成員のいずれかが元請として施工した実績を有すること。

(6) 共同企業体の代表者は、対象工事の施工に必要な資格と経験を有する技術者(引き続き 3 か月以上の雇用関係がある者とする。)を、工事現場に配置すること。

(7) 共同企業体の構成員は、単体企業若しくは他の共同企業体構成員として同一の対象工事の入札に参加する者でないこと。

(8) 共同企業体の構成員は、前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号のすべての要件を満たしていること。

(9) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

(入札の公告)

第 4 条 市長は、政令第 167 条の 6 第 1 項及び美唄市財務規則(昭和 41 年規則第 4 号)第 112 条の規定により入札の公告を行う場合は、公告すべき事項のほか、次に掲げる事項について公告するものとする。

(1) 一般競争入札(地域限定型)参加資格確認申請の受付期間

(2) 設計書、図面及び仕様書並びに契約条項(以下「設計図書等」という。)の閲覧期間及び場所

(3) 設計図書等の複写の方法

(4) 質問がある場合の質問方法等

(5) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札(地域限定型)に関し必要な事項

2 前項による公告は、美唄市公告式条例(昭和25年条例第24号)の規定に基づくほか、市ホームページへの掲載の方法により行うものとする。

(入札参加資格確認申請書等の提出及び受付)

第5条 市長は、一般競争入札(地域限定型)に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)の入札参加資格を確認するため、公告の日から起算して7日(美唄市の休日に関する条例(平成3年条例第1号)第1条第1項各号に規定する休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に、次に掲げる書類を持参により提出させるものとする。

(1) 一般競争入札(地域限定型)参加資格確認申請書(別記様式第1号)

(2) 次に掲げる入札参加資格確認資料

ア 同種工事の工事施工実績調書(別記様式第2号)

イ 配置予定技術者の資格・工事経験等調書(別記様式第3号)

ウ その他市長が必要と認めるもの

2 前項各号の資料(次条において「申請書等」という。)は、契約管財課で受理するものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 契約管財課は、前条第2項の規定により受理した申請書等を基に作成した一般競争入札(地域限定型)参加資格確認申請者一覧表(別記様式第4号様式。次項において「申請者一覧表」という。)を審査会に提出するものとする

2 審査会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の確認を行うものとする。

(入札参加資格の通知)

第7条 市長は、前条の規定により入札参加資格の有無を確認したときは、入札参加希望者に対して一般競争入札(地域限定型)参加資格確認通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

2 前項による通知は、原則として申請期限の日から起算して3日(休日を含まない。)以内に行うものとする。

3 入札参加資格を有しないと認められた者は、前項の通知を受けた日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、市長に対し入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

4 前項により説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとする。

5 市長は、第3項により説明を求められたときは、原則として、同項の入札参加資格

がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日から起算して 3 日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

6 市長は、説明を求めた者に入札参加資格があると認められる場合には、第 1 項の通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格がある旨の通知を行うものとする。

7 前項の通知は、審査会の承認を経るものとする。

(入札参加資格の喪失)

第 8 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者で入札参加資格を有すると認められたものが、入札の日までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、工事に係る入札参加資格を喪失するものとする。

(1) 第 3 条各号に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。

(2) 申請書等に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(入札参加資格喪失の通知)

第 9 条 市長は、前条の規定による入札参加資格の喪失の通知をするときは、一般競争入札(地域限定型)参加資格喪失通知書(別記様式第 6 号)に理由を付して、当該入札参加希望者に速やかに通知するものとする。

(設計図書等の交付又は閲覧等)

第 10 条 設計図書等は、第 4 条第 1 項による公告の日から、閲覧に供するものとする。

2 設計図書等のうち、仕様書、設計書及び図面の写しに係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(現場説明会)

第 11 条 現場説明会は、実施しないこととする。

(入札の執行)

第 12 条 市長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、入札参加資格があることを確認するため、第 7 条第 1 項の通知書の写しを提出させるものとする。

2 入札参加者は、対象工事の入札の際、工事内訳書を提出しなければならない。

3 第 1 項の通知書の写し及び前項の工事内訳書は、美唄市建設工事等郵便入札実施要綱(平成 19 年庁達第 57 号。以下この項において「要綱」という。)に基づく郵便入札の場合にあつては、要綱第 4 条第 2 項に定める指定封筒に同封し提出するものとする。

4 予定価格の事前公表を行った工事の入札執行回数は、1 回とする。

5 入札に参加しようとする者が 1 人のときは、入札の執行を取り止めるものとする。

(入札の無効)

第 13 条 第 7 条の入札参加資格の確認通知後に指名停止措置を受け、入札時点において入札参加資格を有しない者のした入札は無効とする。

(入札結果の公表)

第 14 条 市長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに入札結果を公表するものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 1 日庁達第 24 号)

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 31 日庁達第 43 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
(共同企業体の参加資格に関する経過措置)
- 2 改正後の要綱第 3 条第 2 項第 1 号の規定中「告示日」とあるのは、平成 19 年 6 月に限り「入札参加資格確認申請書提出期日の前日」と読み替えるものとする。

附 則(平成 19 年 8 月 1 日庁達第 54 号)

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日庁達第 5 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 19 日庁達第 15 号)

この要綱は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

一般競争入札(地域限定型)参加資格確認申請書

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

同種工事の工事施工実績調書

別記様式第 3 号(第 5 条関係)

配置予定技術者の資格・工事経験等調書

別記様式第 4 号(第 6 条関係)

一般競争入札(地域限定型)参加資格確認申請者一覧表

別記様式第 5 号(第 7 条関係)

一般競争入札(地域限定型)参加資格確認通知書

別記様式第 6 号(第 9 条関係)

一般競争入札(地域限定型)参加資格喪失通知書